

◎新潟県告示第305号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年3月18日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和4年3月8日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
加茂市新栄町1823番1の内、1824番1の内	4.50	36.21